

令和3年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見  
【概要版】

委託契約に関する  
事務の執行について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 宮西 宏幸

# I 包括外部監査の概要

## 1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件

委託契約に関する事務の執行について

## 3 外部監査の対象期間

原則として令和 2 年度の執行分  
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

## 4 外部監査の実施期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 25 日まで

## 5 特定の事件を選定した理由について

全国的に人口減少・少子高齢化が進行している一方で、求められる市民サービスは多様化している。このような状況において、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、ICT の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革が必要となってくる。

いわき市でも業務のアウトソーシングを推進している中、令和 2 年度の一般会計歳出当初予算額 148,978 百万円のうち、委託料は 20,676 百万円と全体の約 13.8%を占めることとなり、業務委託の金額的重要性が増している。

また、これまでのいわき市の包括外部監査でも、特定の事業や事件（監査テーマ）として選定した際に、それら事業で行われている委託契約に関する事務を検証しており、様々な指摘・意見をしてきた。今回は委託契約に関する事務という組織横断的に監査を実施することによって、今までの指摘・意見の再検証をするとともに、いわき市全体としても委託契約に関する事務の執行に関して、法令等に対する合规性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 委託契約に関する事務が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。(合規性)
- ② 予定価格及び契約価格は委託業務の内容に照らして適切な金額であるか。(経済性)
- ③ 外部委託されている業務の内容は定期的に点検され、仕様等の見直しが行われているか。(経済性、効率性)
- ④ 委託業務の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか。(効率性、有効性)

### (2) 監査手続

- ① 委託契約に関する事務に関して、関係法令、規則及び諸規程等の閲覧、及び財政部契約課から説明を受けることにより、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 委託契約を行っている所管部局にアンケート調査を実施する。
- ③ アンケート調査結果に対し、分析的手続きを実施する。
- ④ アンケート調査した対象の中からサンプル抽出した個別契約について、関連する伺書、決裁文書、契約書、仕様書、設計書、議事録、実施報告等の書類を閲覧する。
- ⑤ サンプル抽出した個別契約について、各課の責任者や担当者への聴取等により現状を把握し、課題となっている事項や検討すべき事項を探る。
- ⑥ その他必要と認められた監査手続を実施する。

## 7 監査対象機関

原則として、令和2年度の一般会計「委託料」を支出したすべての所管部署を監査対象とした。

ただし、前年度に実施した包括外部監査のテーマと関連が深いと考えられる所管部署や行政上の行為であって契約ではない指定管理料は除外する。また、市の監査委員の監査との重複を避けるために令和3年度の監査委員の定期監査の対象となっている部署を除外する。その他、コロナウイルス感染症対応で多忙な状況にある保健福祉部を除外している。

## 8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	郷	田	尚	美

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

## II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。	1 1
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	3 3

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和4年2月末現在の判断に基づき記載している。

### いわき市の委託契約の全般的分析 アンケートの概要

#### 1 随意契約の見直し【意見】

いわき市においては、依然として随意契約の割合がまだ高い傾向にある。アンケート結果や個別事案の監査をした結果、本来競争入札にできると思われる契約が随意契約とされていた可能性がある。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第234条第1項および第2項、および同施行令第167条の2第1項）ものの、いわき市の外部委託契約においては、安易に随意契約が選択されている恐れがある。また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、随意契約の見直しが必要と考えられる。

#### 2 複数見積りを入手できる仕組み作り【意見】

いわき市においては、見積書を1者からしか入手していない随意契約、いわゆる一者随意契約の割合が多い傾向にある。一者随意契約は、1者からしか見積書を入手せずに契約するため、価格面などを他の事業者と比較して選択する競争性がないことになる。予定価格の積算において、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要となるため、複数事業者から見積りを入手できる仕組みを作ることが望まれる。

## 各論（実施した監査手続とその監査結果） 個別事案の監査の結果及び意見

### 3 成果品である定期点検結果報告書について（いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託）【意見】

業務完了報告書に添付されている成果品目録のうち、定期点検結果報告書の日付が令和2年10月となっている。個別の作業報告書では令和2年11月27日、令和2年12月25日、令和3年1月28日、令和3年2月24日に作成した保守作業報告書（作業日誌）があり、作業は2月まで実施されていたと推定される。定期点検結果報告書では、一部の機器に故障が発生し修理が必要であったことから、その事実のみの記載ではなく、修理対応についても報告書に記載し、報告することが望まれる。

### 4 適用号ごとの確認事項（令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託）【意見】

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用であるが、適用号の確認事項においてコンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している業務であることにもチェックを付している。過去に企画提案競技審査会を実施し選定されたものの、今回の選定において実施していない。随意契約の確認のためのチェックリストであることから、確認内容に沿った対応が必要である。

### 5 アンケート結果の評価（令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託）【指摘】

業務委託については、PDCAサイクルの評価は非常に有効であり当該業務委託についてもアンケートの実施、集計結果の概要が記載されている。評価結果について市の担当者に質問したところ、「参加者は訓練内容を概ね理解するとともに、それぞれが抱える課題等のある程度把握できたと考えられることから、初期の目的は達成できたと評価しております。」との回答があった。しかし、このコメントが記載された文書がない。実施した事業の評価、次年度以降の計画策定においてアンケート結果の評価は非常に重要であることから、文書化する必要がある。

### 6 1者のみからの見積書入手（令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託）【意見】

当該業務委託では、1者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、原子力防災についての専門性、訓練を企画運営できる業者が少ない、過去に企画提案競争で優秀提案者に選定されたことを理由としている。少ないながらも他に業者がいるのであれば、他の業者から見積書を手入れし、市として価格の妥当性を判断する必要がある。

7 見積金額の妥当性について（現地調査支援システム構築業務委託）【意見】

1 者随意契約で見積書の入手先が委託先からのみの場合は、その見積金額の妥当性を判断した根拠を文書に記録しておくのが望ましい。

8 見積金額の妥当性について（いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務）【指摘】

特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。見積書の入手に際しては積算内訳の提示を受け、市として見積額の妥当性を判断した根拠（例えば、過去の金額から変更があった場合に、その変更理由に合理性があるかなど）を文書に記録する必要がある。

さらに、積算内訳の提示を受けた結果、積算内容が変動費の性質が高いものであれば、契約時の想定数量と実績数量に差異が生じた場合、当該差異について変更契約等により精算することも検討する必要がある。

9 見積金額の妥当性について（いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託）【指摘】

特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。本契約については、工賃部分について、エリア毎の想定作業時間と時間又は日単価の提示を受け、合理性がある金額かどうかを検討し、検討結果を書面に記録する必要がある。

10 業者の選定手続について（戸籍情報システム機器保守管理業務委託）【意見】

システムの保守運用契約はシステムベンダーと締結することが一般的であることから、システムベンダーとの随意契約はやむを得ないと考える。しかし、平成 31 年 1 月の機器更新における業者選定について、地域情報化推進計画において、以下の理由から機器についても随意契約によることとされている。

「今回の機器更新は、平成 29 年度以降順次実施される震災復興区画整理事業の換地処分がない時期に、通常の機器更新より短期間で実施しなければならない状況である。現行のシステム業者から変更した場合、戸籍データ（約 52 万件）の抽出、変換移行、移行後データ確認作業が必要となり、また平成 28 年度から開始されたコンビニ交付について、システムの再構築が必要であることから、全体的な更新期間及び費用を鑑みて、現行システム業者との随意契約により機器更新業務を行う。」

短期的に見ると業者の変更は移行費用が増加する可能性があるが、当該システムが平成 11 年 3 月に導入されて以降 20 年超にわたり同一業者のシステムが選定されている状況を鑑みると、より長期的な視点で保守運用費も含めたトータルコストによる業者選定を検討すべきであると考えられる。

1 1 利用者アンケート等の実施について（いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託）【意見】

アンケートは学校単位で教員が回答しているが、実際に講義を受けた児童・生徒に対するアンケートが実施されていない状況である。当該施策の目的が消費者教育の推進を図ることにあることから、講座を受講した後に児童・生徒からも感想をもらい、消費者教育活動に活用することが望まれる。

1 2 消費者教育推進講座の実施頻度について（いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託）【意見】

消費者教育推進講座実施計画によると、小学校・中学校は 5 年間で一巡する計画となっており、特に中学校では在校期間（3 年）を考慮すれば取りこぼす学年が発生することになる。また、学校によっては講座受講も 1 学年のみなど受講者が限定的となっている場合がある。対策として委託契約の範囲内で可能な限り計画外で追加講座を実施している状況だが、動画作成やオンライン講座など I T を活用した効率的・効果的な講座受講方法を検討することが望まれる。

1 3 複数の事業者から見積書を入手できる体制づくり（金融機関財務力評価・アドバイス業務委託）【意見】

平成 14 年度は、金融機関に関する財務力評価を地方自治体向けサービスとして唯一商品化した J C R と契約し、平成 15 年度から平成 17 年度までは指名競争入札を実施し、2 から 3 者程度の入札参加があったものの、金額面で J C R が落札した。更に平成 18 年度以降は、7 者程度の意向確認を実施した結果、引き続き J C R との随意契約となっている。

そもそも受託者要件には、「企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号」の規定に基づき金融庁長官の指定を受けた指定格付機関であったが、現在は「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法に基づき登録されている格付機関となっている。

業務内容は、金融機関の財務力評価、いわき市経営分析マニュアルの充実支援、いわき市が行う市内金融機関の経営分析に係る基礎データの作成、いわき市公金の管理及び運用検討会議への出席となっている。また、使用するデータについては、上場金融機関については決算短信、上場・非上場金融機関のディスクロージャー誌となっている。

業務内容、使用するデータからは、格付機関以外のコンサルティングファームでも十分に対応可能であると判断する。要求水準の側面は検討が必要であるとしても、対象を広範囲にしたうえで、見積り入手できる体制づくりをすることが望まれる。



1 4 予定価格について（金融機関財務力評価・アドバイス業務委託）【意見】

現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状況を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。

1 5 見積金額の妥当性について（いわき市電子計算器利用業務委託（市税収納パンチ業務、通知書作成業務））【意見】

1 者随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。2 人以上の見積書の入手を省略できるのは例外事項であることから、市が委託先からの見積金額の妥当性を判断した根拠について、文書に記録しておくのが望ましい。

1 6 業務範囲の見直しについて（いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託））【意見】

入札参加者を増やし、競争性を確保するために、同業他社に提携コンビニエンスストアについて事前ヒアリングを行い、当市における利用実績を踏まえ、市民サービスへの影響を考慮した上で、指定コンビニエンスストアの見直しの可否について検討を行うことが望まれる。

1 7 検査の実施について（いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託））【意見】

契約上の規定がどのような目的で定められたものかを再度整理した上で、目的に従った検査を行うことが望まれる。

1 8 予定価格について（電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託）【指摘】

現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 10 年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状況を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。なお、平成 27 年度契約以降、契約金額に変動がない。

1 9 業者選定について（電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託）【意見】

随意契約の理由において「現行の委託事業者以外では、新たな初期導入費用が発生すること、他社システム入れ替えによる課税ミス等に繋がる危険性が高まる。」との記載がある。業者選定については、年初から年度当初（当初賦課時期）は、システムによる処理量が多いこと、年度当初におけるシステムの入替えは、安全かつ円滑な処理を確保できるとは言えない時期であること、また、当該時期以外のシステム入れ替えについては、入札契約事務や管理が煩雑化するものの、相対的な経済性を確保できるかは不確実であり、安定運用を優先して行っていないとの回答である。現行の業者で特に問題なく安定的な稼働が維持されていることは事実であるが、その一方で契約金額に変化がなく、価格の競争性が必ずしも確保されていないことを踏まえ、他にも認定委託先事業者が登録されているため、少なくとも複数の業者から見積書を入手することが望まれる。

2 0 チェック項目について（電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託）【意見】

いわき市では、随意契約という特殊性もあり 2 名による確認表を用いて契約内容を確認している。今回の契約における共通確認事項（5）障がい者就労施設等からの優先調達の推進にチェックしている。配慮事項との認識でチェックしているが、該当しない項目であるか否かを検討する必要がある。

2 1 運営業務委託契約書の条項について（電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託）【意見】

運営業務委託契約書第 18 条（検査及び引渡し）において、業務完了報告書には成果品を添えてと規定されている。成果品の有無を確認したところ、契約書は一般的な委託契約事項を網羅するように作成している、との回答であった。必要のない規定の文言は削除するか、成果品の提出については適用しない等の条項の見直しを検討する必要がある。

2 2 予定価格について（令和 2 年度市県民税賦課事務委託（給与支払報告書パンチ業務））【指摘】

現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結しており、予算要求時には過去 3 年間の実績平均によっている等の算定も行っている。また、委託業務への体制を有していないことから選定されていないが、当初の市内事業者は 2 者となっている。設計書作成のために複数の参考見積書を入手する方法も検討するべきである。

### 2.3 予算実績比較の検討について（固定資産現況調査データ更新業務委託）【意見】

予定価格は市が技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、いわき市が積算計上して設定しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。

今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。

### 2.4 プロポーザル審査会での質疑の議事録の作成について（令和2年度保育所等利用調整AIシステム導入業務委託）【意見】

いわき市においては「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）において、プロポーザル方式による選定手続における基本的な事項を定めるとともに、ガイドラインにおいて、各プロポーザルに係る実施要領を策定するものとされている。

ガイドライン及び本業務に係る要領において、プレゼンテーション時に行われる提案者との質疑応答について記録を残すことを求めている。

本件業務に係る提案書を閲覧したところ、落選となった事業者の提案内容には、いわき市にとって作業の効率化につながるとされる追加的な提案が記載されていた。市担当者に当該提案内容をどのように評価したのか質問したところ、プレゼンテーション時に審査委員から当該提案内容について提案者に対して質問したものの、提案者から明確な回答が得られなかったことから、当該提案内容については評価対象としていないとの回答を得た。

審査委員会の審議過程の客観性を担保するために、質疑応答内容についても記録を行うことが望ましいと考える。

### 2.5 入札手続について（令和2年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託）【意見】

県内民放放送局4者を指名業者として、指名競争入札を経て業者を選定していることから、市の選定手続は妥当であると考えられる。しかし、県内民放放送局4者が毎年入れ替わっている状況から、実質的に競争原理が働いているかについては疑問がある。

番組の放送については、県内民放4局に限定されるのはやむを得ないが、映像制作と番組放送を業務として区分して契約を行うこととすれば、映像制作については当該4者に限定されず、より競争原理を働かせることも考えられる。また、より広報効果を高めるために有効な提案を行った業者を選定するプロポーザル方式によることも考えられる。より競争原理を働かせるための手続を検討することが望まれる。

2.6 予算実績比較の検討について（鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託）【意見】

予定価格は市が技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、福島県が制定している土木工事標準積算基準を適用して積算しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。

今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。

2.7 予算実績比較について（牛沼1号線測量設計調査委託）【意見】

委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認する必要があるが、委託業者から技術者の職種別の作業日数の報告は入手していない。事後的に技術者の作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較を検討するのが望ましい。

2.8 予定価格について（いわき市災害廃棄物処理業務委託）【意見】

事業の予定価格は、入札予定業者からの見積書に基づいている。市では複数者から参考見積を入手し最低金額により予定価格を設定している。今回の事業は災害廃棄物処理という特殊な業務であり臨時的に発生したこと、早期に地域の生活環境の保全を図ること、市では災害廃棄物処理に関する知見や積算根拠がないこと等からやむを得ないと考える。しかし昨今、大規模災害が発生する頻度も増していることから、今回の予定価格を今後の積算の参考とすることが望ましい。

2.9 予算実績の評価について（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区））【意見】

契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物（ごみ）収集運搬実績報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。

報告書では、収集車両（稼働日数、稼働台数、走行距離数）、人員及び搬入回数（稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1日平均搬入回数、1日1台搬入回数）、収集量（1か月収集量、1日平均・1台当たり・1日最大収集量）、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。

### 30 複数回の見積合せ（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区））【意見】

契約に当たっては、3 回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく 100%に近似することになる。

予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。

### 31 予算実績の評価について（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区））【意見】

契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物（ごみ）収集運搬実績報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。報告書では、収集車両（稼働日数、稼働台数、走行距離数）、人員及び搬入回数（稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1日平均搬入回数、1日1台搬入回数）、収集量（1か月収集量、1日平均・1台当たり・1日最大収集量）、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。

### 32 複数回の見積合せ（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区））【意見】

契約に当たっては、2 回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし、市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく 100%に近似することになる。

予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。

### 3.3 契約金額の妥当性の検証（常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備事業に伴う支障物移転工事委託（継続費））【意見】

契約金額（協定金額）は、委託先であるJR東日本の見積をもとに決定されているが、その見積額を示す「工事費概算額調書」には、鉄道施設の工事費と管理費の内訳があるのみで、詳細な工事工数等の内訳は明示されておらず、事前に工事金額が妥当であるかどうかを検証できない状況にある。

公共事業の透明性確保のため平成20年12月25日付で、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）がなされており、この申し合わせを基礎として公共事業主体と鉄道事業者は透明性の確保に努め、鉄道事業者は工事関係書類を公共事業実施主体に提示するよう要請されている。申し合わせに記された工事関係書類の例示には見積内訳や積算資料等は含まれていないが、契約の透明性を図るという申し合わせが発出された趣旨に鑑みれば、見積内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、工事の委託金額が異常なものになっていないか事前に確認するのが望ましい。

### 3.4 予定価格について（令和2年度電話交換機更新業務）【指摘】

事業の予定価格は、入札予定業者からの参考見積書に基づいた設計書により算定されている。今回の事業は特殊な工事であること、老朽化する電話交換機について機器更新を委託するもので、併せて通信回線の一部を光回線に切り替え、通信費等の運用経費の削減を図るものである。しかし、庁舎電話交換機更新事業の検討において、PBXメーカーが全国的に10者を超えていることを確認している。既に整備事業が進んでいる中で委託先を変更することは現実的ではないものの、他の業者から見積書を入手することにより参考見積書記載金額の妥当性を検討して予定価格を設定する必要があった。

### 3.5 プロポーザル方式の検討（令和2年度電話交換機更新業務）【意見】

今回の業務委託については、既に平成29年度の業者選定時に検討され随意契約となっている。その検討過程においては、更新整備について、1000回線を超える大規模な整備であること及び17拠点全体の安定稼働が求められること、高度な技術や知識、実績を有する事業者の選定が必要であること、単年度ごとの予算措置であるため入札した場合、毎年度異なる事業者が落札することによる運用の複雑化が懸念されること等から、1者による随意契約を選択している。

非常に重要な更新整備事業であるものの、選定した事業者以外は、出来ない事業であるのかどうかの根拠が明確に記載されていない。更新に伴う危険性を把握したうえで受注意向を示すメーカーが皆無であったかどうかは了解していないが、少なくとも聴取結果を文書化し評価することは必要である。

なお、今回の更新により選定した業者は、更新後の保守契約も締結していることから、

次回の更新等についても同一の業者が選定される可能性は十分にある。他の事業者でも参加可能な汎用性のある機器の導入等も併せて検討することが望ましい。

### 3.6 予定価格について（特別定額給付金パンチ業務委託）【指摘】

現在の予定価格は、入札予定業者1者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。臨時的な対応ではあるものの、市としては予定価格の妥当性を検討するべきである。

### 3.7 1者のみからの見積書入手（特別定額給付金パンチ業務委託）【意見】

本業務委託では、1者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、「通知書作成は、いわき市のホストコンピュータで管理されているデータから出力する作業のため、ホスト管理を長年行っており、また、その技術と知識を有した株式会社FSK以外作業が行えない。また、パンチ業務については、審査業務で使用する特別定額給付金システムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として処理する必要がある。」としている。パンチ業務は、システムとの連動等、一連の業務として処理する必要があるという点は異なるものの、市県民税賦課事務委託で他の業者にパンチ業務を委託しており、参考見積を入手することを検討すべきだったと思われる。

### 3.8 随意契約確認表の確認日の記載漏れ（特別定額給付金パンチ業務委託）【意見】

随意契約確認表では、2名の確認者がその役職、氏名を明記し、確認日を記載する様式となっている。今回、確認した随意契約確認表は第一確認者、第二確認者の何れも確認日が漏れている。契約締結前に随意契約を締結することの妥当性を検証する必要があることから、確認日は漏れなく記入することが望まれる。

### 3.9 契約単価の再見直（特別定額給付金パンチ業務委託）【指摘】

単価変更契約において、1日当たりのパンチ数激増により、受託者側の体制確保が必要であったことから実施している。一旦確保した人員であり、単価についても最終件数までを見越しての設定となっている。5月の業務量は激増しているものの、7月以降の件数は減少しており、9月分は11件となっている。契約変更に伴う変更仕様書においても1日当たりの申請書5,000枚の処理を目途に納入を迅速化することとした。

件数では、7月以降減少していることから、当初契約からみれば、確保した過剰な人員についても費用を負担したことになるため、再度契約単価の変更を検討すべきであった。

#### 4 0 契約条項の見直し（特別定額給付金パンチ業務委託）【意見】

検査に関しては、仕様書「7 検査の実施」において「受託者は業務完了後、業務内容について所定の検査を実施するものとする。」とあり、検査の実施が既に規定されている。

対して、業務委託契約書第 10 条（委託料金の支払）第 1 項において、「乙（株式会社 F S K）は、出力資料が前条に定める検査に合格したときは、甲（いわき市）に対し、当該出力資料に係る委託料金を請求することができる。」とあるが、前条の第 9 条（業務の調査報告）においては「甲（いわき市）または甲の代理人は、必要に応じ、乙（株式会社 F S K）に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。」とあり、検査についての定めが明文化されていない。

したがって、検査について、契約条項の見直しを検討することが望ましい。

#### 4 1 予定価格について（人事給与システム保守業務委託）【指摘】

現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。設計書は、参考見積書と書式は異なるものの、項目・金額が同一内容で作成されている。入札予定業者とは 15 年超にわたって契約を締結している。市内事業者は存在していることから、設計書のために複数の参考見積書を手に入れ、単価について市担当者が検討すべきである。

#### 4 2 業務開始時期について（いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託）【指摘】

本件業務についての契約日は令和 2 年 4 月 8 日であるが、作業報告書を閲覧した結果、一部の業務について、作業開始日が契約日前となっている。また、作業終了年月日、報告書日は手書きで修正されている。

当該状況について、市担当者に質問した結果、例年、次年度の改正単価等が 3 月中旬から下旬にかけて事前に入手できること、また、市の方針として工事の適正な工期確保のため、年度当初に発注しなければならない工事が多数あることから、事前に作業を開始することで、年度当初からの速やかなシステム稼働を可能とするためとの回答を得た。

上記随意契約理由から、当該委託先との契約の継続が前提となっている状況から契約日前に作業が開始されることに実質的な問題は生じないものと思われるが、契約の前提となる若しくは契約変更が行われる場合の前提となる仕様書作業本数、契約本数への影響から、年度を跨ぐ作業については作業開始時期を整理し、当年度の作業については、当年度の契約日以降に作業開始されるべきである。



#### 4.3 システム更新時の対応について（庁内共通業務システム運用支援業務委託）【意見】

本件システムについては、平成 15 年度から平成 16 年度にかけて導入したものであり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、当初導入業者の同システムの新バージョンに更新を行った。更新に際しては、更新費用の他、円滑な業務運用の視点などから 3 社を比較し、同システムを継続利用する判断をしているが、保守費用を含めたトータルコストでの比較は行っていないとのことであった。

システム稼働後の保守関連業務をシステム導入業者に委託することが通常であることから、システム導入に際しては、システム構築等のインシヤルコストに加え、保守費用等のランニングコストを含めたトータルコストを考慮して選定を行うことが望ましい。

#### 4.4 設計書と契約書の作業工数の相違について（庁内共通業務システム運用支援業務委託）【指摘】

本件委託業務における運用支援業務について、設計書ではカスタマイズ対応の工数が含まれていないが、最終的な契約書においてはカスタマイズ対応の工数が含まれている。市担当者への質問の結果、設計の内訳作成時に、誤ってカスタマイズ対応分の費用を一般管理費に含めてしまったものとのことである。しかし、一般管理費については工数での積算を行っておらず、設計時の工数見積が適切であったのか疑義がある。

また、定例会の開催について、設計書の工数は隔月開催としているが、契約書に添付されている仕様書では毎月開催とされている。市担当者への質問の結果、システム更新後は関係各課及び各担当 S E を招集して定例会を隔月開催していたが、更新後のシステムが安定的に稼働するに伴い、令和 2 年度から情報政策課と S E 代表のみで定例会を毎月開催するように変更した経緯があり、令和 2 年度、令和 3 年度は定例会を毎月実施しているとのことであった。

契約書の作成に際しては、設計書の業務内容と整合しているかを確認し、齟齬がある場合には、設計金額の見直しを含めて検討する必要がある。